

# 日本エアロゾル学会著作権規定

2024年4月最終改定

## (目的)

第1条 本規定は、本学会に投稿される著作物に関する会員および投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

## (定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - 本学会発行の出版物に投稿される原著論文、特集記事等
  - 本学会に投稿される研究報告
  - 本学会のウェブサイトへの掲載情報
  - その他前記①から③に類するものであって本学会が指定するもの
- 本著作物 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権および演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- 本著作物人格権 本著作物に関する著作物人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）および第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

## (著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。2024年4月1日以降に投稿され、審査後に採択された論文に対してクリエイティブ・コモンズのライセンス（CC ライセンス）の [CC-BY-NC-ND（表示—非営利—改変禁止）4.0 国際ライセンス](#)の条件下で掲載する。著者および共著者は CC ライセンスの付与に同意しなければならない。

- 本著作財産権は、本著作物が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作物は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会および本著作物の協議によって定める。
- 前項に定める場合であっても、本著作物は、法令および前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）するものとする。
- 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作物に対して返還する。
- プレプリントサーバに原稿を投稿する場合、著者は著作権を保持しなければならない。

## (著作物人格権の不行使)

第4条 本著作物は、本学会および本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作物人格権を行使しない。

- 前項の規定は、本学会および本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

## (著作者による著作物の使用)

第5条 本著作物は、当該本著作物が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的または活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作物からの申請を許諾する。
- 第1項の規定にかかわらず、本著作物は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
  - 本著作物個人または本著作物が所属する法人もしくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存および公開を含む。）
  - 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用

(著作者による保証等)

第6条 本著作者は、①本著作物が、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネームおよびその他の知的財産権ならびにこれらの出願または登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない、ただし、特許公開および公告公報等、大学の学位論文・テクニカルレポート等、本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等、公共性の高いプレプリントサーバは除く）こと、③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること、④内容に本質的な貢献を行った人はすべて著作者に含まれていること、および⑤必要な場合には著作者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡およびその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害または本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合または発生するおそれがある場合、本著作者および本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規定に定めなき事項および本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者および本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

2010年3月制定  
2024年4月最終改定